

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第五小学校  
校長名 西村 実 公 印

令和8年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標 健康で 明るい子

◎自ら学び 考えを深める子

思いやりをもち 助け合う子

- (1) 児童一人ひとりが自立をめざし、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。
- (2) 在籍学級および各教科等の学習内容との関連をふまえ、児童の障害の状態や特性、発達の段階に応じた指導を行い、各教科の学習や学校生活に必要な基礎的な力を育成する。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 児童一人ひとりの障害の程度や発達段階を踏まえ、保護者、在籍学級担任、巡回指導教員、関係機関等が連携し、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成・活用するとともに、指導内容について定期的に評価・改善していく。
- (2) 児童の発達段階や特性の状態に応じて、個別指導と小集団指導を適切に組み合わせる。
- (3) 特別支援教室専門員が在籍学級担任と巡回指導教員との橋渡しを行い、併せて巡回相談心理士等による指導・助言、支援の活用を効果的に行い、児童一人ひとりの個に応じた指導を行う。

3 指導の重点

- (1) 児童の抱える課題の背景や要因等を明らかにするとともに、在籍する学級の状況や他の児童との人間関係等を十分に把握し、児童一人ひとりの困難に応じた自立活動を実施する。
- (2) 心理的、情動的な安定を図り、感情や行動を状況に応じてコントロールできるように支援し、集団活動に参加するための技能・態度を養う。
- (3) 教科の内容を取り扱う指導については、適切に身に付けるべき内容について、自立活動と関連付け、障害の特性に応じた指導を行う。

4 その他の配慮事項

- (1) 保護者、医療及び専門機関、地域社会と連携し、充実した指導を図る。
- (2) 児童の実態を踏まえ、巡回指導教員及び保護者との連携を密に図り、校内委員会を活用して指導内容等の見直しを図る。
- (3) 特別支援教育に関する通常の学級における理解を深める学習を取り入れ、多様な個性や特性を認め合う態度を育むための指導や取組を工夫する。